

阪神・淡路大震災の経験・教訓発信事業 「東日本大震災に係るひょうごまちづくり専門家派遣事業」

1 目的

東日本大震災の被災地における住民主体の復興まちづくりを支援するため、阪神・淡路大震災における復興まちづくりを経験した専門家（ひょうごまちづくり専門家）を被災地に派遣し、復興まちづくりのノウハウや教訓を伝えるとともに、専門家と被災地住民等との交流を通じ、復興まちづくりのネットワークづくりとまちづくり活動組織の設立等を促進する。

2 内容

○「東日本大震災ひょうごまちづくり専門家バンク」の設置・登録

阪神・淡路大震災の復興まちづくりを経験したコンサルタント、建築士、学識経験者、兵庫県・阪神淡路大震災被災市町OB等を登録する「東日本大震災ひょうごまちづくり専門家バンク」を整備し、登録情報を東日本大震災の被災地に紹介する。

※コンサルタント等については学会、建築士会、建築士事務所協会、まちづくり系NPO等専門家団体を通じて募集し、登録。

【登録内容】

- (1) 専門分野 ①都市計画、②地区（まちづくり）計画、③市街地開発、④住宅計画、⑤その他
- (2) 実績 阪神・淡路大震災における実績等
例）・まちづくり協議会の設立運営
・地区計画の策定
・土地区画整理事業の事業計画作成 等

○「ひょうごまちづくりコンサルチーム」の派遣

— 住民主体のまちづくりに向けた機運の醸成 —

復興まちづくりのノウハウや教訓を伝え住民主体のまちづくりに向けた機運を醸成するとともに、ひょうごまちづくり専門家バンクを紹介するなど被災地の住民団体等とひょうごの専門家との交流を促進するため、コンサルタント、建築士、学識経験者、兵庫県・阪神淡路大震災被災市町OB等と行政職員で編成するチームを、被災地の住民団体、NPO、行政等が開催するフォーラム、ワークショップ等に派遣する。

【対象地区】

東日本大震災の被災市町村

【派遣方法】

- ① 兵庫県が被災自治体とチームの派遣に関する調整を行い、派遣を決定。
- ② まちづくりの専門家団体から、チームの編成メンバー、活動内容等を記した企画提案書（既に交流がある地域等派遣先を含む提案も可）を募集し、兵庫県と協議の上、派遣を決定。

○「ひょうごまちづくりアドバイザー」の派遣

— まちづくり活動の初動期を支援 —

まちづくり協議会の設立等まちづくり活動の初動期（最長3年間）を支援するため、被災地からの要請に応じて、ひょうごまちづくり専門家バンクの中から適当な専門家を選定し、派遣する。

【対象地区】

東日本大震災の被災市町村

【派遣方法】

被災地からアドバイスを受けたい分野等を聴取し、兵庫県で選定した専門家を派遣。

3 実施スケジュール等

(1) 事業期間：平成23年度～平成26年度

	H23 7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24 1月	2月	3月	H26	
被災地の取組	各市町の復興まちづくり基本計画策定時期 *注) 各市町の具体的なまちづくり活動の推進										
専門家バンク整備	制度 立ち 上げ	登録募集開始・運用開始									
コンサルチーム派遣		企画提案募集開始・採択									
アドバイザー派遣		派遣開始									
		(H23: 延べ10回)						H24も継続			

*注) 気仙沼市 (H23. 9)、南三陸町 (H23. 9)、石巻市 (H23. 11)、女川町 (H23. 8)、東松島市 (H23. 12)

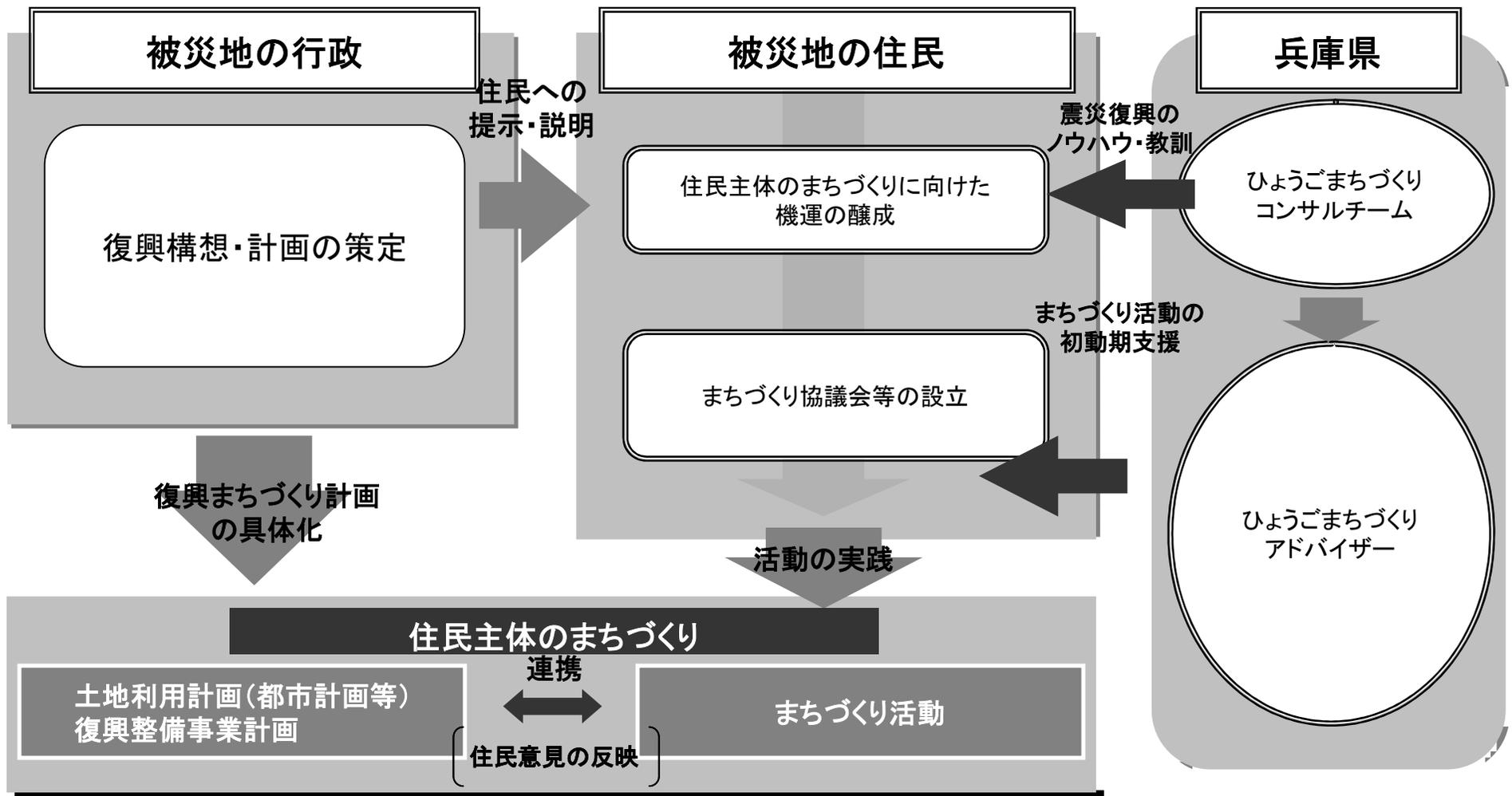
(2) 所要予算額：30,000 千円

(問い合わせ先) 兵庫県まちづくり局都市政策課 TEL 078-362-3844

東日本大震災ひょうごまちづくり専門家派遣事業の目的

- 東日本大震災の被災地における住民主体の復興まちづくりを支援するため、阪神・淡路大震災における復興まちづくりを経験した専門家を派遣
 - まちづくり協議会等における住民意見の把握や集約等を通じ、住民ニーズを反映した復興まちづくり事業等の円滑な実施に貢献
- 【対象区域】 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用の市町村

【イメージ】



東日本大震災ひょうごまちづくり専門家派遣事業の概要

